

## 岐阜県内市町村等の空き店舗支援制度一覧

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
<p><b>岐阜市</b></p> <p><b>【問合せ】</b>                      中心市街地みらい戦略課                      058-214-3768                      (直通)</p>	<p><b>◆岐阜市中心市街地活性化空き店舗活用事業</b></p> <p>○対象者                      商店街団体に加入し、商店街振興組合連合会又は商店街振興組合から推薦を受けた者</p> <p>○対象事業                      空き店舗を活用して行う、小売業、サービス業、飲食業等の商店街の活性化及びにぎわいの創出につながる事業</p>	<p><b>【空き店舗への出店(1,000㎡未満)】</b></p> <p>○補助率:1年目 1/3 以内                      2年目 1/4 以内                      3年目 1/6 以内</p> <p>○限度額:60万円/年</p> <p>○期 間:最長3年間</p> <p><b>【大型空き店舗がある施設への出店(入居施設の空いている部分が1,000㎡以上)】</b></p> <p>○補助率:1~3年目:1/3 以内</p> <p>○限度額:300万円/年</p> <p>○期 間:最長3年間</p>	<p><b>【空き店舗への出店(1,000㎡未満)】</b></p> <p>初期費用(改装費、広告宣伝費、印刷製本費、開店イベント費等)を補助</p> <p>○補助率:1/2 以内</p> <p>○限度額:100万円                      (改装費 50万円、改装費以外 50万円)</p> <p>○期 間:最長1年間</p>	<p><b>【大型空き店舗がある施設への出店(入居施設の空いている部分が1,000㎡以上)】の施設整備助成は対象外</b></p>
<p><b>【問合せ】</b>                      商工課                      058-214-2360                      (直通)</p>	<p><b>◆岐阜市中小企業融資制度</b></p> <p>岐阜市中心市街地活性化基本計画(平成30年3月23日内閣総理大臣認定)の区域内において、卸売業、小売業及びサービス業の店舗又は事業所を新たに設置して事業を行うために岐阜市中小企業融資制度資金を借り入れる場合</p>			<p>○信用保証料を岐阜市が補填</p>

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
<b>大垣市</b>  <b>【問合せ】</b> 商工観光課 0584-81-4111 内線 2513	<b>◆大垣市商工業振興事業補助金 (中心市街地個店魅力アップ事業)</b> 中心市街地の個店等の通りに面した部分の 改装費(店舗外装の改装費、シースルーシャッ ターの設置費、シャッターアートに係るペンキ・ ハケ等の材料費等)及び店舗内装(1階部分に 限る)の改装費		○補助率:1/2 以内 ○限度額:50 万円	
	<b>(中心市街地リフレッシュサポート事業)</b> 中心市街地の過去 6 か月間補助対象となっ ていない空き店舗の1階に出店し、賑わいを 創出できる商業施設等	<b>【大垣駅通りへの出店】</b> ○補助率:1/2 以内 ○限度額:4 万円/月 ○期 間:12 か月を限度  <b>【その他対象区域への出 店】</b> ○補助率:1/2 以内 ○限度額:2 万円/月 ○期 間:12 か月を限度	<b>【大垣駅通りへの出店】</b> ○補助率:1/2 以内 ○限度額:70 万円  <b>【その他対象区域への出店】</b> ○補助率:1/2 以内 ○限度額:50 万円	
	<b>(中心市街地リノベーション推進事業)</b> 中心市街地の新たな価値の創造を目的に、 遊休物件をリノベーションする事業を実施する ために必要な経費		○補助率:補助対象経費か ら国・県等の補助金を差 し引いた額の 1/2 以内 ○限度額:80 万円	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p>◆大垣市スタートアップ支援事業補助金</p> <p>○補助対象者 市内において創業又は第二創業(既に事業を営んでいる者が、現在と異なる業種へ転換や進出をすること)をする者</p>		<p>○補助率:補助対象経費(税抜金額)の1/2以内</p> <p>○限度額:30万円</p> <p>○補助対象経費 創業又は第二創業をするうえで必要な事業経費</p>	
<p>高山市</p> <p>【問合せ】 (株)まちづくり飛騨高山 0577-57-8765 (直通)</p>	<p>◆中心市街地活性化事業補助金</p> <p>○対象者 居住地(法人の場合は本社所在地)が高山市内の方で、中心市街地において空き店舗等を借り上げ、建設業、製造業、情報通信業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、教育・学習支援業、サービス業等をこれから営もうとする方(申請者が建物所有者と同一若しくは親族又は雇用関係にあたる場合、申請者が過去に高山市の空き店舗活用制度を利用して店舗を営業した実績がある場合等を除く。)</p> <p>○対象店舗 高山市が定める中心市街地活性化区域内の店舗、事業所等のうち、概ね6月以上使用されなくなっているもので、株式会社まちづくり飛騨高山がその内容を確認したもの(過去に高山市の空き店舗活用制度を利用して店舗を営業した実績がある者を除く。この場合において関連会社についても同様と</p>	<p>空き店舗等家賃支援事業</p> <p>○補助率:1年目1/2以内 2年目1/3以内 3年目1/6以内</p> <p>○限度額: 1年目120万円/年 2年目80万円/年 3年目40万円/年</p> <p>○期間:最長3年</p> <p>【申請者が商店街振興組合等に参加する場合】</p> <p>○補助率:1年目2/3以内 2年目1/2以内 3年目1/3以内</p> <p>○限度額: 1年目160万円/年 2年目120万円/年 3年目80万円/年</p>	<p>賃借空き店舗改修支援事業</p> <p>○対象事業 中心市街地内の空き店舗等を借り上げ、新たに事業を営むために必要な改修工事又は撤去工事</p> <p>○補助率:1/2以内</p> <p>○限度額:20万円</p> <p>【申請者が商店街振興組合に参加する場合】</p> <p>○補助率:2/3以内</p> <p>○限度額:30万円</p>	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p>する。ただし、業種が異なる場合はこの限りでない。)</p>	<p>○期間:最長3年</p> <p>※補助金の算定の基礎となる賃借料は、月額200千円又は対象店舗面積(m<sup>2</sup>)に1.5千円/m<sup>2</sup>を乗じた額のいずれか低い金額が限度</p>		
	<p><b>◆職住一体型営業・賃貸支援事業補助金 (職住一体型営業支援事業)</b></p> <p>○対象者 中心市街地で空き店舗等を取得または所有する者で、自ら居住しながら、新たに建設業、製造業、情報通信業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、教育・学習支援業、サービス業等を営もうとする者</p> <p>○対象店舗 高山市が定める中心市街地活性化区域内の店舗、事業所等のうち、概ね6月以上使用されなくなっているもので、株式会社まちづくり飛騨高山がその内容を確認したもの(賃貸を目的として改修する店舗を除く。)</p>		<p>○対象事業 中心市街地内に物件を所有し、自ら居住しながら、新たに事業を営業するための居住空間の確保、店舗の改修に係る工事</p> <p>○補助率:2/3以内</p> <p>○限度額:200万円</p>	
	<p><b>(職住一体型賃貸支援事業)</b></p> <p>○対象者 中心市街地で空き店舗等を所有する者で、自ら居住しながら、新たに賃貸物件として、</p>		<p>○対象事業 中心市街地内に物件を所有し、自ら居住しながら、</p>	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p>建設業、製造業、情報通信業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、教育・学習支援業、サービス業等を営もうとする者に貸し出す者</p> <p>○対象店舗 高山市が定める中心市街地活性化区域内の店舗、事業所等のうち、概ね 6 月以上使用されなくなっているもので、株式会社まちづくり飛騨高山がその内容を確認したもの（賃貸を目的として改修するもの及び過去に店舗部分を賃貸物件として貸し出しているものを除く。）</p>		<p>賃貸物件として不動産取引業者に登録し、新たに店舗として貸し出すための居住区間と店舗を分離する工事</p> <p>○補助率:2/3 以内 ○限度額:100 万円</p>	
多治見市				※制度なし。
<p>関市</p> <p>【問合せ】 商工課 0575-22-3131 内線 1252</p>	<p>◆関市中心市街地活性化総合支援事業補助金 （空き店舗等活用支援事業）</p> <p>○対象 中心市街地活性化団体又は事業者が、中心市街地の空き店舗又は空き家を活用し、店舗を設置及び運営する事業</p>	<p>○補助率: 1～12 月目 1/3 以内 13～24 月目 1/4 以内 25～36 月目 1/6 以内 （月額5万円を超える部分は対象から除く）</p> <p>○限度額:40 万円 ○期 間:原則1年間(最長3年間)</p>	<p>○補助率:1/3 以内 ○限度額:空き店舗を活用した場合は100万円、空き家を活用した場合は200万円。 ○期間:入居時のみ</p>	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
<p>中津川市</p> <p>【問合せ】 商業課 0573-66-1111 内線 4265</p>	<p>◆中津川市元気都市づくり支援事業費補助金 (創業支援事業)</p> <p>○対象事業 市内で創業しようとするにあたり必要となる初期費用(工事費、設備費、広告宣伝費等)</p> <p>○補助対象者 市内において創業をしようとする中小企業者又は個人で、中津川商工会議所又は中津川北商工会の指導により経営計画を作成し、少なくとも3年間事業継続する見込みの者(但し、農業・林業・フランチャイズ契約による事業、市長が補助交付に適さないと認める事業は対象外)</p>		<p>○補助率:1/2 以内 ○限度額:20 万円 次に該当する場合は、補助金額を加算。 ・転入加算:10 万円(事業開始とともに中津川市に転入する者)</p>	
	<p>(中心市街地出店促進事業)</p> <p>○対象事業 中心市街地で創業又は第二創業(既に事業を営んでいる者が、現在と異なる業種へ転換や進出をすること)しようとするにあたり必要となる初期費用(工事費、設備費、広告宣伝費等)</p> <p>○補助対象者 中心市街地で、小売業、宿泊業、飲食サービス業にかかる創業又は第二創業(既に事業を営んでいる者が、現在と異なる業種へ</p>		<p>○補助率:1/2 以内 ○限度額:100 万円</p>	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p>転換や進出をすること)をしようとする中小企業者又は個人で、中津川商工会議所又は中津川北商工会の指導により経営計画を作成し、少なくとも3年間事業継続する見込みの者(但し、フランチャイズ契約による事業、市長が補助交付に適さないと認める事業は対象外)</p>			
<p><b>美濃市</b>  【問合せ】 産業課 0575-33-1122 内線 263</p>	<p>◆<b>民間活力創生事業補助金</b> ○対象事業 市の商業環境の向上に資すると認められる小売業、飲食店、サービス業を始める事業者 ○対象者 ① 市内の中心市街地の区域内で、空き店舗等を購入して事業を行うもの ② 市内の空き店舗等を新たに購入または賃借して事業を行うもの ○対象経費 空き店舗購入時の店舗改修費(工事費、設計費等)</p>		<p>○補助率： 補助対象経費の1/4以内 ○限度額： ①300万円 ②100万円</p>	
<p><b>瑞浪市</b>  【問合せ】 商工観光課 0572-68-9803</p>	<p>◆<b>瑞浪市空き店舗等賃貸借推進奨励金</b> ○補助対象者 中心市街地(瑞浪市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地活性化エリア)に空き店舗等を所有し、空き店舗等を活用して事業を行う者へ下記の年数以上空き店舗</p>	<p>○補助率： 活用事業者賃貸した店舗等・店舗等敷地内に係る固定資産税・都市計画税の納付額に相当す</p>		

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	等を賃貸する者 ・駅前再整備・再開発推進エリア…1年以上 ・上記以外の中心市街地活性化エリア…5年以上	る額 ○限度額:年額 10 万円 (交付期間 3 年分を上限とする)		
商工観光課 0572-68-9805	<b>◆瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金</b> ○補助対象者 市内において創業又は第二創業(既に事業を営んでいる者が、現在と異なる業種へ転換や進出をすること)をする者 ○補助対象事業 金融機関等から創業又は第二創業に係る融資(創業資金融資)を受け、当該融資の額が、総事業費の 1/3 以上である事業 ただし、常時従事する者がいない事業は対象外 ○補助対象経費 創業資金融資の対象となった設備資金で、創業又は第二創業をするうえで必要な設備等(店舗改修や備品購入等)に係る費用		<b>【創業】</b> ○補助率:補助対象経費の 1/3 以内 ○限度:500 万円 <b>【第二創業】</b> ○補助率:補助対象経費の 1/4 以内 ○限度:300 万円	
	<b>◆地域活性化施設等整備事業</b> ○補助金額 事業必要額(資金調達が必要な金額で自己資金、金融機関融資等により資金調達する金額を除いた額)とクラウドファンディング目標額との差額。(事業必要額の 1/2 以内)		○補助金上限額 500 万円(事業必要額の 1/2)	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p>○補助対象経費 施設等の新設、改修、保全等を行うための建築工事費、設備工事費、それらに付帯する設計費、監理費</p> <p>○補助金の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的に事業を行う団体であること。</li> <li>・事業必要額の1/2以上をクラウドファンディング目標額としてクラウドファンディングによる資金調達を行って実施する事業であること。</li> <li>・クラウドファンディングを達成すること。</li> </ul>			
シティプロモーション課 0572-68-9272	<p>◆瑞浪市空き家・空き地バンク</p> <p>個人又は法人が所有する店舗、工場、事務所及び倉庫のうち、現に活用していない物件をバンクへ登録し、売買等バンク利用希望者への仲介は、市内バンク協力不動産事業者が行う(仲介手数料が必要)</p> <p>登録物件は、市ホームページ等で公開し、紹介を行う。</p>			バンク利用希望者が、登録物件のうち、店舗、工場、事務所及び倉庫として物件を利用するときは、地域の活性化等に努めるものとする。
羽島市				※制度なし
恵那市  【問合せ】 商工課 0573-26-6829	<p>◆商工振興補助金 空き店舗有効活用促進事業</p> <p>○ 以下のいずれかの事業メニューで空き店舗を活用する場合に上乗せ補助</p>		補助対象経費： 設備費、工事費、解体費等	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p><b>1 事業拡大支援事業</b></p> <p>○対象 商店街組合、商工会議所、商工会又はこれらの団体が推薦する個人・団体</p> <p>○対象事業 改装費用 事業活動を拡大するための店舗・倉庫・駐車場の改装費用</p>		<p>○補助率: 対象経費から他の補助金等を控除した額の 1/2 以内 (市外の事業者への発注の場合は 1/4 以内)</p> <p>○限度額: 限度額 20 万円</p>	
	<p><b>2 起業支援事業</b></p> <p>○対象 商店街組合、商工会議所、商工会又はこれらの団体が推薦する個人・団体</p> <p>○対象事業 事業所・店舗等開設費用</p>		<p>○補助率: 対象経費から他の補助金等を控除した額の 1/2 以内 (市外の事業者への発注の場合は 1/4 以内)</p> <p>○限度額:20 万円 ※創業支援セミナーを受けた場合、限度額 40 万円</p>	
	<p><b>3 新事業チャレンジ応援事業</b></p> <p>○対象 商店街組合、商工会議所、商工会又はこれらの団体が推薦する個人・団体</p> <p>○対象事業 新分野展開、業種転換費用</p>		<p>○補助率: 対象経費から他の補助金等を控除した額の 1/2 以内 (市外の事業者への発注の場合は 1/4 以内)</p> <p>○限度額:40 万円</p>	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
美濃加茂市  【問合せ】 商工観光課 0574-25-2111	<p>◆商店街空き店舗活用事業補助金</p> <p>○対象事業 空き店舗の土地又は建物の賃借料。(敷金、礼金その他これらに類するものを除く。)</p> <p>○対象区域 美濃加茂市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域のうち、美濃太田駅周辺及び古井駅周辺地区</p>	<p>○補助率:1/2 以内</p> <p>○限度額:120 万円/年</p> <p>○期 間:12 ヶ月以内</p> <p>○その他: 1 施設につき1 回を限度</p>		
	<p>◆平成姫街道事業起業支援補助金</p> <p>○対象者 中山道太田宿区域の空き家に事業所を設置 起業予定または、起業して6か月以内、ほか</p> <p>○対象事業 事業計画が策定されていること 中山道太田宿のにぎわいに貢献すること 3年以上の事業継続がみこまれること 週4日以上が営業が可能であること ※業種の制限あり</p>	<p>○限度額:月額10万円 起業した月から3年間 1年目 3/4、 2年目 2/4、 3年目 1/4 以内 (千円未満切捨) 月単位の家賃 ※敷金礼金は対象外</p>	<p>○賃借した空き家の改修費 補助限度額100万円 補助率2/3(千円未満切捨) 空き家等において起業するために必要な改装のうち以下の部分</p> <p>① 床、天井、内壁、照明等の内装工事 ② 給排水設備工事 ③ 空調設備工事 ④ 電気設備工事</p>	
	<p>◆小規模企業者事業所等整備補助金</p> <p>○対象者 市内の小規模企業者、市内で新たに創業される方</p> <p>○対象事業 市内の事業所等の新築、増築、改築、修繕</p>		<p>通常の場合</p> <p>○補助率:1/2 (新規創業は 2/3)</p> <p>○限度額:50 万円 (新規創業は 100 万円)</p>	<p>受付窓口は 美濃加茂商工会議所 TEL:0574-24-0123</p>

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	等を行う 30 万円以上の工事 市内に本社を有する法人や市内で事業を営む個人事業者(美濃加茂市に住民登録のある個人)に依頼して行う工事		新規創業:今までに事業収入がない方で、特定創業支援等事業を受けた場合 ○補助率:2/3	
<b>土岐市</b>  <b>【問合せ】</b> 産業振興課 0572-54-1111 内線 322	<b>◆土岐市創業者家賃補助制度</b> ○対象者 ① 家賃補助 新たに店舗又は事業所用として建物を引き続き1年以上賃借した創業者で、土岐市認定特定支援事業による支援を受けたことの証明に関する要綱に規定する証明書の発行を受けた者  ② 店舗賃貸借促進補助 ①の要件を満たす創業者に、創業するための店舗又は店舗敷地を引き続き1年以上賃貸した者	①出店者家賃補助 ○補助率: 月額家賃の 30%以内 (市長が別に定める区域の場合は月額家賃の 50%以内) ○限度額:100 万円/年 ○期 間:最長 3 年間 ○その他:共益費・管理費・駐車場費等は除く  ②店舗賃貸借促進補助 ○補助内容: 対象店舗の土地・家屋の固定資産税(都市計画税を含む)相当額の 1/2 以内 ○期 間:最長 3 年間		

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
各務原市  【問合せ】 都市活力創造課 058-383-7254 (直通)	<p>◆各務原市民公園周辺地区店舗開業支援補助金</p> <p>○対象者 にぎわいと交流を創出し、地域活性化及び地域の価値向上に寄与することを目的として、指定路線に接続した敷地内の既存建築物を活用して店舗を開業する者</p> <p>○対象事業</p> <p><b>1 店舗整備事業</b> 指定路線に接続した敷地内にある既存の建築物等を活用して新たに店舗を開業するために、建築物等の工事や修繕を行う事業</p>		<p>○補助率:1/2</p> <p>○補助限度額:200万円</p> <p>○補助対象経費:工事費、修繕費、設計費</p>	<p>予算上限に達し次第終了 申請前に事前協議が必要。</p>
	<p><b>2 店舗賃借事業</b> 指定路線に接続した敷地内にある既存の建築物等を活用して新たに店舗を開業するために、建築物等所有者から建築物等を賃借する事業</p>	<p>○補助率:1/3</p> <p>○補助限度額:5万円/月</p> <p>○期間:12月</p> <p>○補助対象経費:家賃、共益費等、及び店舗利用者のための駐車場敷地の賃借料(保証金、礼金、敷金等の預託金、仲介手数料などその他実費は除く)</p>		
可児市				※制度なし。

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
山口市				※制度なし。
瑞穂市				※制度なし。
飛騨市				※制度なし。
本巣市				※制度なし。
郡上市  【問合せ】 商工課 0575-67-1808 (直通) 内線 1748	<b>◆郡上市空き店舗等活用事業補助金</b> ○対象者 市内の空き店舗及び空き家を活用して、事業を営もうとする個人又は法人その他の団体 ○対象事業 小売業、飲食店及びサービス業等であり、市の商業環境の向上に資すると認められる事業		○補助率:1/2 以内 ○限度額:50 万円 (ただし予算の範囲内)  ※空き店舗等の改修に係る経費(当該空き店舗等において行う事業に必要な範囲内のものに限り、建物及び備品の購入費は含まない)	
下呂市  【問合せ】 商工課 0576-24-2638 (直通)	<b>◆下呂市空き店舗等活用事業補助金</b> ○対象者 市内の空き店舗及び空き家を活用して、事業を営もうとする個人又は法人及びその他の団体 ○対象事業 小売業、飲食店及びサービス業等であり、市の商業環境の向上に資すると認められる事業	○補助率:1/2 内 ○限度額:36 万円/年 限度額:3 万円/月 ○期 間:1 年	○補助率:1/2 以内 ○限度額:10 万円 ○対象経費: 空き店舗等の改修に係る経費(当該空き店舗等において行う事業に必要な範囲内のものに限る。)	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
<p>海津市</p> <p>【問合せ】 商工振興・企業誘致課 0584-53-1374 (直通)</p>	<p>◆海津市スタートアップ起業支援事業補助金</p> <p>○対象者 海津市内に在住し住民登録されている者。 申請年度の4月1日以降に起業しようとする者で、市内に事業所を有すること又は本店所在地として法人登録されること ※市内の空家等を活用し起業する者</p> <p>○対象経費 交付決定日から起業の日までに要した経費 ただし下記の経費で合算し、30万円以上であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備費</li> <li>・改装費</li> <li>・マーケティング調査費</li> <li>・広告宣伝費</li> <li>・起業に必要な官公庁への申請に伴う経費</li> </ul>		<p>○補助率:1/3 以内</p> <p>○上限:30 万円</p> <p>※条件に該当する者 補助金の額に 10 万円加算</p>	
	<p>◆海津市リーディングショップ進出支援補助金</p> <p>○対象事業 ・空き店舗等改修事業 市内に存する空き店舗等において令和7年4月1日以降に、新たに店舗を開業するために既存施設の改装、修繕等の工事を行う事業</p> <p>○対象経費 事業を行うために必要な空き店舗等の改装工事等に係る経費(工事費、修繕費、設計費)</p>		<p>○補助率:1/2 以内</p> <p>○限度額:100万円</p>	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チェーン店、フランチャイズチェーン加盟事業者等相当数の店舗経営を展開している事業</li> <li>・商品又はサービスの提供を行う事業</li> <li>・市内に同様の業態の既存店舗がない事業</li> <li>・市内外からの誘客によるにぎわいの創出及び地域経済の活性化が見込まれる事業</li> <li>・3年以上の経営継続が見込まれる事業</li> </ul>			
<p>岐南町</p> <p>【問合せ】 まちづくり推進課 058-247-1370</p>	<p>◆岐南町空き店舗対策事業補助金</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の空き店舗を賃借して出店する個人または法人</li> <li>・賃貸借契約締結後6か月以内であるもの</li> <li>・岐南町商工会に加入しているもの</li> </ul> <p>○対象店舗</p> <p>町内で6か月以上利用されていない状態が継続している住居以外の物件</p>	<p>○店舗の1月分の賃貸料。</p> <p>※敷金、礼金、保証金、管理費、共益費、その他これらに類する費用を除く</p> <p>○限度額:2万円/月</p> <p>○期 間:2年</p> <p>※毎月の補助の交付額を縮減し、交付期間を60か月まで延伸することができる。</p> <p>※補助金の交付総額は48万円を限度とする。</p>		
<p>笠松町</p> <p>【問合せ】</p>	<p>◆笠松町空き店舗等活用創業支援事業補助金</p> <p>○対象者</p>	<p>○補助対象経費:店舗の1月分の賃借料。</p>		

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
環境経済課 058-388-1114	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を営んでいない、もしくは創業後 5 年以内の個人及び法人で、町内の空き店舗等を賃借し 1 日 4 時間以上かつ1週間のうち5日以上営業時間で開業や会社の設立又は新規事業を行うもの</li> <li>・笠松町商工会に加入しているもの。・事業を行うにあたり、法令及び条例等に違反していないこと</li> </ul> <p>○対象店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に店舗、倉庫、工場、事務所として使用されていた施設で 3 ヶ月以上事業が行われていない状態の建物</li> <li>・新築後3ヶ月以上経過しても使用されていない建物</li> </ul>	<p>※敷金、礼金、共益費等家賃に付随する経費を除く。</p> <p>○補助率:1 月あたり補助対象経費の 1/2 以内(上限額4万円/月)</p> <p>○期 間:賃貸借契約開始月又は認定を受けた日の属する月のいずれか遅い月から最長 12 月</p>		
	<p>◆笠松町創業支援事業補助金</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内で創業や開業をするもの</li> <li>・笠松町商工会が実施する創業塾セミナーを受講、修了し、「特定創業支援等事業を受けたことの証明」をうけているもの</li> </ul>		<p>○補助対象経費:事業所の開設にかかる初期費用</p> <p>※管理費や運転資金等経常経費を除く</p> <p>○補助率:補助対象経費の 2/3 以内(上限額100万円)</p>	
養老町				※制度なし。
垂井町				※制度なし。
関ヶ原町				※制度なし。
神戸町				※制度なし。
輪之内町				※制度なし。

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
安八町				※制度なし。
揖斐川町  【問合せ】 政策広報課 0585-22-2111	◆揖斐川町事業所改修等奨励金 ○対象者 町内において、創業又は新たな分野へ進出した者で、事業所を建築、改修又は空き家等をリノベーションした者 ○対象事業 専ら事業に供するために町内に建築、改修又は空き家等をリノベーションした建築物		○奨励金額: 交付対象経費の 1/2 ○限度額: ・新築 100万円 ・改修又はリノベーション 50万円	
大野町				※制度なし。
池田町  【問合せ】 産業課商工観光係 0585-45-3111	◆池田町創業支援事業補助金 ○対象者 ・町内で新規創業を行う法人や個人事業主。 ・池田町商工会に入会し、商工会、商工会議所が開催する創業塾等に参加して、適切な事業計画を有している者		○補助対象経費:事業所の創業に係る経費(設備費、設計費等) ○助成金額:補助対象経費の 1/2 以内(上限額 50 万円)	
北方町				※制度なし。
坂祝町				※制度なし。
富加町  【問合せ】 産業環境課 0574-54-2113	◆富加町創業支援事業補助金 店舗改修支援事業 ○対象者 ・町内で新たに創業する小規模事業者 ・創業する事業が日本標準産業分類において、次のいずれかに分類される業種であること		○補助率:1/2 以内 ○限度額:30 万円	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	①小売業②飲食サービス業③生活関連サービス業、医療 ・許認可等を必要とする業種の操業にあつては、当該許認可を受けていること ・富加町商工会に登録があること			
<b>川辺町</b>  <b>【問合せ】</b> 産業環境課 0574-53-7212	<b>◆川辺町小規模事業者事業所等整備補助金</b> ○対象者 ・町内で集客等を目的とした施設整備をする個人・小規模事業者 ・施設整備をする事業所等を補助金の交付を受けた日から3年を経過した日の属する年度まで集客等を目的として利用する者 ・風俗営業を営んでいない者 ・日本標準産業分類に規定する中分類 93 政治・経済・文化団体及び中分類 94 宗教に該当しない事業を営む者 ・フランチャイズチェーン及びレギュラーチェーンに該当しない事業を営む者 ・町税等に未納の徴収金がない者 ○対象事業 町内事業所等の施設整備(新築、増築、改装、修繕等)を行う 30 万円以上の工事で、かつ、町内で本社等により営業している法人や現に町内で事業を営んでいる個人事業者(川辺町に住民登録のある個人)に依頼して行うもの 事業所等の施設整備に附帯して購入す		○補助率: <b>【創業・重点事業】</b> 工事費 2/3 備品購入費 1/3 <b>【上記以外】</b> 工事費 1/2 備品購入費 1/3 ○限度額(備品購入費含む) <b>【創業・重点事業】</b> 100 万円 <b>【上記以外】</b> 50 万円  ○補助金交付の制限 過去 5 年以内に補助金を交付された事業所等又はこれに関連する事業所等に対する施設整備でないもの	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p>る備品で、1品当たり1万円以上かつ購入合計金額が10万円以上のものであり、町内で本社等により営業している法人や現に町内で事業を営んでいる個人事業者(川辺町に住民登録のある個人)に依頼して購入するもの</p> <p><b>【創業】</b>  ※次のいずれかに該当する場合  ①事業を営んでいない個人が新たに町内において事業を開始し、事業を開始した日から起算して5年を経過していない場合  ②事業を営んでいない個人が新たに町内において会社を設立登記し、設立登記し事業を開始した日から起算して5年を経過していない場合</p> <p><b>【重点事業】</b>  ※町の商業の振興と活力あるまちづくりを推進するため、次のいずれかに該当する事業  ① 町内で事業を営んでいる小規模事業者が集客を目的とした飲食店、小売業(無店舗小売業を除く)、宿泊業又は娯楽業を開始するため、既存の事業所等以外に新たに施設整備をする場合  ② 町内で事業を営んでいない小規模事業者が新たに町内において事業を開始するための施設整備をする場合</p>			

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
<b>七宗町</b>  <b>【問合せ】</b> ふるさと振興課 0574-48-2291	<b>◆七宗町創業支援事業補助金</b> ○対象町内で創業又は従業員の居住する寮を整備する小規模企業者 ※同一事業者に対する補助金の総額は100万円を限度とする。 <b>1 事業所開設支援事業</b>		○補助率:1/2 ○限度額:100万円 ○補助対象期間: 事業開始日から創業の日	
	<b>2 事業所賃借支援事業</b>	○補助率:1/2 ○限度額:月額5万円 ○補助対象期間:創業の日から12ヶ月以内		
	<b>3 従業員用寮整備支援事業</b>		○補助額:当該固定資産税額 ○補助対象期間:従業員の入居があった年度から2年以内	
<b>八百津町</b>  <b>【問合せ】</b> 地域振興課 0574-43-2111	<b>◆八百津町創業・第二創業支援事業補助金</b> ○対象者 創業をしようとする個人においては、事業開始時に町内に住所を有し、事業所を設置している者、法人においては、事業開始時に町内に本店、又は営業所在地として法人登記が行われている者		○補助率:1/2以内 ○限度:100万円 ○その他:1回を限度	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p>○対象事業</p> <p>(1) 事業所等の新築又は増改築工事費(住居兼店舗又は住居兼事業所については、住居部分に係る費用を除く。)</p> <p>(2) 設備及び備品、事業用車両の購入費(汎用性が高く、使用目的が事業のためであることが特定できない物を除く。)</p>			
<p>白川町</p> <p>【問合せ】 振興課地域支援係 0574-72-1311</p>	<p>◆白川町創業支援事業補助金</p> <p>○対象者 町内で創業を目指す小規模企業者</p> <p><b>1 事業所開設支援</b> 事業の創業に必要な、用地購入、店舗・事務所の建設及び改修、備品購入等に要する経費</p>		<p>○補助率:1/2 以内 ○限度額:100 万円 ○その他:1回を限度</p>	
	<p><b>2 事業所賃貸支援</b> 事業の創業に必要な、店舗・事務所の借り上げに要する経費 ただし、三親等以内の賃貸費は対象としない。</p>	<p>○補助率:1/2 以内 ○限度額:36 万円/年 ○期 間:12 ヶ月以内 ○その他:1回を限度</p>		
<p>東白川村</p> <p>【問合せ】 地域振興課商工振興係 0574-78-3111</p>	<p>◆東白川村商工業新規開業支援補助金</p> <p>○対象者</p> <p>(1)村内で新たに商工業を開業する個人で商工会に加入したもの</p> <p>(2)村内で新たに商工業の支店又は営業所</p>		<p>○補助額: 新規商工業の開設に要した額の 1/2 以内の額。 ○限度額:100万円</p>	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	を開業し、商工会に加入した個人もしくは企業			
御嵩町  【問合せ】 企画課企画調整係 0574-67-2111	<p>◆御嵩町空家家財道具等処分費補助金</p> <p>○補助対象者 (下記のいずれにも該当するもの。)</p> <p>(1)登録物件の所有者等で、補助金の交付を受けた後も引続き2年以上空き家バンクに登録する意思があるもの</p> <p>(2)町税等を滞納していない者</p> <p>(3)御嵩町補助金交付規則第5条の2第1項各号のいずれにも該当しない者</p>		<p>家財道具等の処分等に要する経費</p> <p>○補助率:1/2 以内</p> <p>○限度:10 万円</p>	
	<p>◆御嵩町空き家改修費支援補助金</p> <p>○補助対象者 (下記のいずれにも該当するもの。)</p> <p>(1)御嵩町の空き家バンクに登録がある物件に関して改修をしようとするもの</p> <p>(2)御嵩町補助金交付要綱第3条に全て該当するもの</p>		<p>補助対象工事等総額</p> <p>○補助率:1/2 以内</p> <p>○限度:岐阜県外からの転入 120 万円 (御嵩町で創業の場合は 180 万円) 岐阜県内からの転入 90 万円 (御嵩町で創業の場合は 135 万円)</p>	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
まちづくり課地域プロモーション係 0574-67-2111	<b>◆御嵩町ビジネスチャレンジサポート補助金</b> ○補助対象事業 ・新規創業 ・第二創業 ・事業承継 ○補助対象者 (下記のいずれにも該当するもの。) ・創業等の日の属する年度の翌年度以降、3年以上の事業の継続が見込まれること。 ・創業等に際して法律等に基づく資格、許認可等が必要な事業は、事業完了するまでに取得する見込みがあること。 ・町税等の滞納がないこと。	○補助対象経費 ・賃借料(事業所)  ○補助率:補助対象経費の合計の1/2以内 ○限度額:50万円 ○対象期間:補助金の交付決定日の属する年度の4月1日から当該年度3月31日	○補助対象経費 ・賃借料(機械装置等) ・工事費 ・修繕費 ・設計費 ・設備費 ・調査・分析費 ・委託費 ・広告宣伝費 ・手続費 ・その他 ○補助率:補助対象経費の合計の1/2以内 ○限度額:50万円 ○対象期間:補助金の交付決定日の属する年度の4月1日から当該年度3月31日	一定条件を満たした場合、以下の加算措置がある。 ・若年加算 ・転入加算 ・区域加算
<b>白川村</b>  <b>【問合せ】</b> 産業課農林係 05769-6-1311	<b>◆白川村起業支援事業補助金</b> ○対象者 ・住民登録等がある個人、または村内に事業所等を有する企業、団体等 ・村税等の滞納がない者 ○対象事業 (下記のいずれかの事業について、新たに起業する場合または、既存事業者が新しい	○補助対象経費: (1)工場、店舗棟新增改築工事費、(2)設備費、(3)備品購入費、(4)人件費、家賃、光熱水費など運営に係る諸経費、(5)その他 ○補助率:100%以内 ○限度額:300万円		

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	事業を始める場合に対象となる。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・村の地域資源を活用した特産品の製造、飲食、販売及びサービスを行う施設</li> <li>・村民のために利便性があり、より豊かな生活環境を提供する施設等の整備を行う事業</li> </ul>	○その他:原則、単年度事業で年間1団体もしくは個人。審査会により補助額を算定		